

# 明代前期北京の官店場房と商税

新 宮（佐藤） 學

はじめに

## 一 明初の官店場房

- 1 設置意圖
- 2 設置位置
- 3 運営と監督

## 二 官店場房と商税徴收官廳との關係

- 1 收税則例
  - 2 官店場房における商税徴收
- 三 身分的特權者による私有の進展

- 1 官店場房の賜與
  - 2 客店場房の私創
- 結びにかえて

はじめに

55

明代の「官店」「場房」については、佐久間重男氏による「明代の倉庫業に就いて」を先驅的業績として擧げることができる。<sup>(1)</sup> 氏の研究は、加藤繁氏によって始められた唐宋時代の倉庫業研究を踏まえたもので、明代の場房・官店の本質を

倉庫業として捉え、商業組織の一つとしての倉庫業の發達という視點から跡づけたものである。民間の倉庫業の収益性に着目して、國家が設置した明代の官業倉庫としての官店・塌房・「皇店」は、その收入が宮廷や王府の財政に充てられるなど、政治・社會・經濟上に大きな意義を有することを明らかにされた。もちろん氏も、明初商稅官廳がまだ整備されていない段階で、官店が商稅徵收事務を兼務する場合があったことや、中期以後には問屋業をも行なうに至ったことも同時に指摘している。<sup>(3)</sup>しかし官店の本來の業務を官營の倉庫業として捉えており、官店における商稅徵收の事實に對してはそれほど注意を拂っていない。このため、官店と商稅徵收衙門との關係や仲買問屋業務の問題については、論及すべき問題が未だ多く殘されている。後述するように北京の官店は、設立以來一貫して崇文門宣課分司をはじめとする商稅官廳と密接な關係を持っており、北京をめぐる商品流通と同時に商稅徵收にとっても不可欠の存在であった。

これに對し中國においては、許大齡氏が明代北京の經濟生活を考察した中で、客商のための施設として北京城内外や通州に設けられた客店と塌房について取り上げ、前者を客商を宿泊させ賣買の斡旋を行なう「牙店」、後者を商品を收納する「貸棧」と説明している。<sup>(4)</sup>その後一九八〇年代に入っては、主に外戚・功臣・王府など身分的特權層研究の立場から彼らの經濟活動の一つとして、莊田と並んで官店についても數多くの論及がなされている。<sup>(5)</sup>そのほとんどは、外戚・功臣など特權貴族や宗室による商業收奪の面に關心が向けられ、官店の存在を明末社會に出現する資本主義萌芽をつみとるマイナス要因の一つとして結論づけている。しかし官店經營の實態にまであまり考察は及んでおらず、資本主義萌芽の存在を前提にマイナス要因を列擧するにとどまっている觀がある。むしろ官店經營の實態、かかる存在を許容した國家と商業との關係、さらには首都北京を中心に收斂される商品流通の質が問われねばならないであろう。

本稿では、明初北京の官店塌房經營の實態、商稅官廳との關係、その後の私有化の進展について検討を加える。その際、唐宋以來倉庫業のみならず旅館業、仲買問屋業、あるいは運送業までを未分化な形で包攝していた客店塌房と呼ばれる存在を、明初國家が設置し商稅徵收をも行なっている事實に注目して考察を始めた。その上で、北京をめぐる商品流

通における官店場房の占める役割の重要性に着目し、これらの分析を通じて首都北京の市場構造や流通環境の一端を解明したい。

## 一 明初の官店場房

### 1 設置意圖

明初北京の官店場房に關する極めて簡略な記事が、正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例に見える。

(永樂七年)また令す。京城の官店場房は(南京)三山門外の場房の例に照らして稅錢一分は宣課分司に收め、免牙・場房錢二分は看守人に收用せしむ。

官店は、朱元璋が明朝を建國する以前、江南の支配領域に設置した官營の商業用施設であり、その使用料としての官店錢を徴收していた。<sup>(6)</sup> その設置時期は、おそらく當面の軍事費を捻出すべく、群臣の提案に基づいて關市批驗所官を設けた至正二十二(一三六二)年十月頃のことであろう。<sup>(7)</sup> 二十四年正月には官店錢の輕減も行なわれている。次いで四月には從來の二十分の一の商稅率を三十分の一に改めると同時に、國都南京の官店を宣課司に、府州縣のそれを通課司に改め商稅徵收施設とすることを決定している。<sup>(8)</sup> しかし明朝成立後に陥落した大都(北京)の場合、こうした官店は設けられなかった。

これに對して場房は、南宋の臨安杭州の繁榮を活寫した耐得翁の『都城紀勝』坊院や吳自牧の『夢梁錄』卷一九、場房に見えるように、河川や運河などの水邊に設けられた倉庫を意味していた。明代の南京にも、洪武年間秦淮河沿いの三山門外や清涼門外水邊に數十楹からなる大規模な場坊(房)が建設されている。<sup>(9)</sup> 南宋時代のそれは民間によって設置された

ものであったが、明初の官店場房は文字どおり國家の主導のもとに設置されたものである。このことは、元末の荒廢を承

けた明初經濟の極度の後退に起因するもので、「近世を歩みながら中世を志向する」<sup>(10)</sup>洪武政治の諸政策の一つに數えらるるであろう。

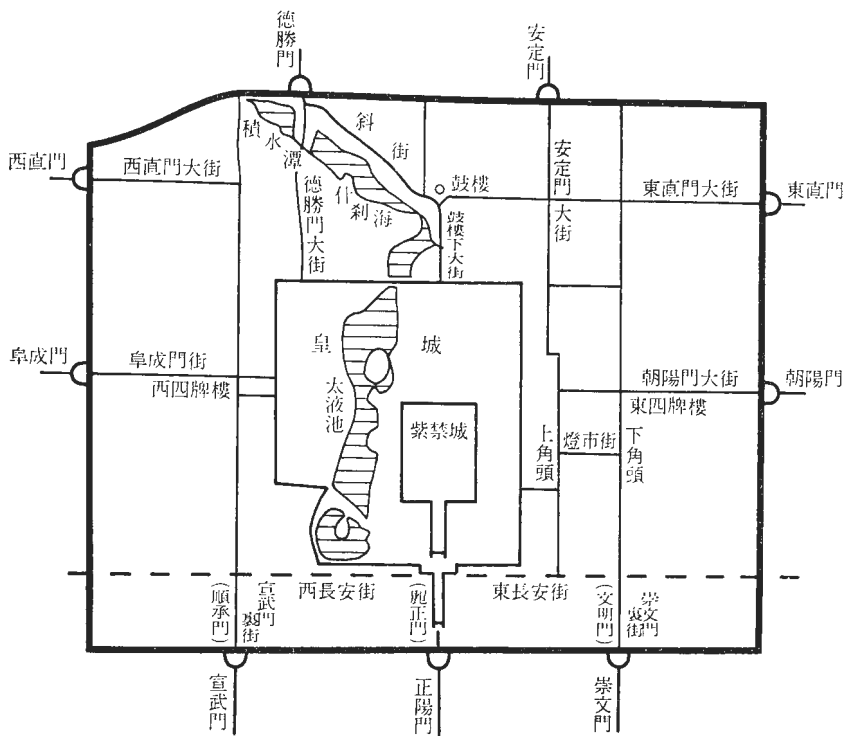
さて、ここに見える北京の官店場房は、直接には南京の場房を繼承している。官店場房は、「和遠店等場房」の用例を擧げて佐久間氏がすでに指摘しているように、官店と場房の二語に解すべきではなく同一の實體——倉庫を含む商業施設——を指したものである。<sup>(11)</sup>先の會典の永樂七年の記事は、文字通りに解釋すれば、すでに遷都を決定していた北京の官店場房に對しても、首都南京に準じた運営を導入することを述べたにすぎず、この時點で初めて北京に官店場房が設置されたことを示すものではない。また元の大都以來の客店・場房・邸舎などの倉庫業が、老朽化したとはいえ存在したはずである。しかしながら永樂七年という時點で、官店場房が制度化されたことの意味は重要である。永樂七（一四〇九）年は、靖難の變後に帝位を篡奪した永樂帝が北京遷都を決定してからすでに七年餘りを經過している。しかし實際に北京の宮殿建設を決定したのが、四年閏七月。準備期間をへて翌五年五月にやっと工事に着手し、七年當初までには宮殿建設はほぼ完成しており、永樂帝の北京巡狩も行なわれた。<sup>(12)</sup>すなわち當時、元明交替と靖難の變との二度にわたる戦火を受けて荒廢した北京では、宮殿建設の開始に伴って、國家主導のもとに民間レヴェルの商業活動も次第に活潑化し始めていた。従つてこの時期に官設の倉庫を設置したその意圖は、言うまでもなく増大し始めたばかりの全国各地からの客商に對して、商品の一時保管と取引の保證などの利便を圖ることにあつた。

しかし制度化の意圖はそれのみにとどまらなかつた。というのは商稅徵收という財政上の目的も存在していたからである。先の會典の記事には、南京三山門外の場房の例にならつて三十分の一を商稅錢として宣課分司に納め、免牙錢（仲介手数料）・場房錢（倉庫保管料）あわせて三十分の二を看守人（後述）に徵收使用させたことを述べている。これらの稅課の中に、商稅が含まれていること自體がすでに財政上の目的の存在を示している。

さらに官店場房の制度化に先立って、永樂六年十月北京では首都化に伴ない順天府稅課司の都稅司への格上げと商稅官

廳の新設が行われた事實がそれを裏付けてくれる。<sup>(14)</sup> 新たに整備された官廳と人員の配置は、以下のとおりである。

都稅司	大使一員	副使一員	計二員
麗正門宣課司	大使一員	副使二員	計三員
文明門分司	大使一員	副使二員	計三員
張家灣宣課司	大使一員	副使四員	計五員
盧溝橋宣課司	大使一員	副使四員	計五員
安定門稅課司	大使一員	副使一員	計二員
德勝門分司	大使一員	副使一員	計二員
宛平稅課局	大使一員	副使一員	計二員
大興稅課局	大使一員		計一員
批驗茶引所	大使一員		計一員
北京行部張家灣鹽倉檢校批驗所	大使一員	副使一員	計二員
盧溝橋抽分竹木局	大使一員	副使三員	計四員
通州抽分竹木局	大使一員	副使三員	計四員
白河抽分竹木局	大使一員	副使三員	計四員
通積抽分竹木局*	大使一員	副使三員	計四員
廣積抽分竹木局*	大使一員	副使三員	計四員
宛平縣廣源關	關官一員		計一員
大興縣文明關	關官一員		計一員



明前期北京城圖

- \* 作成にあたっては、侯仁之主編『北京歴史地圖集』の〈明北京城〉（北京出版社，一九八八年）及び『京師五城坊巷衛衛集』の附圖を参考にした。
- \* 破線---は、南城壁が擴張される以前の元の大都以來永樂17（1419）年までの舊城壁を示している。

これらの商稅徵收施設の整備と新設の直後に官店場房も制度化されたのであり、その當初から首都北京へと集中する膨大な商品の一時預かりのみならず、商稅徵收という財政上の目的とも密接に関わっていた。

なおここに見える麗正門宣課司と文明門分司は、當初元の大都以來の南城牆（現在の長安街のやや南）に置かれていた（地圖參照）。永樂十七（一四一九）年に南城牆が南に向かつて二里（約1km）ばかり擴張され、新南城牆の正陽門と崇文門の位置に移された。<sup>(15)</sup>擴張後も元代以來の舊城門名を襲ったままの麗正門宣課司

表Ⅰ 北京宛平縣の廊房・店房の位置と間數及び廊店房錢・鈔徴收額

位 置	廊房・店房間數	毎季鈔・錢徴收額
北安門東	廊房大房66間	鈔 2970貫 錢 5940文
北安門西	廊房大房64間	鈔 2880貫 錢 5760文
海子橋東	廊房大房89間	鈔 4005貫 錢 8010文
海子橋西	廊房大房64間	鈔 2880貫 錢 5760文
鼓樓東	廊房大房69間	鈔 3105貫 錢 6210文
鼓樓西	廊房大房68間	鈔 3060貫 錢 6120文
鐘樓東	廊房大房9間 小房80間	鈔 2805貫 錢 5610文
鐘樓西	廊房小房65間	鈔 1950貫 錢 3900文
安定門(内・外)	廊房小房29間	鈔 870貫 錢 1740文
德勝門内	廊房小房49間	鈔 1470貫 錢 2940文
德勝門外	廊房小房20間	鈔 600貫 錢 1200文
西直門裏	廊房中房29間	鈔 899貫 錢 1798文
西直門外	廊房小房27間	鈔 810貫 錢 1620文
阜城門裏	廊房小房32.5間	鈔 975貫 錢 1950文
阜城門外	廊房小房27間	鈔 810貫 錢 1620文
宣武門裏	廊房大房14間	鈔 630貫 錢 1260文
西四牌樓	店房16.5間	鈔 990貫 錢 1980文
合 計	廊房 大443間 中29間 小329.5間, 店房16.5間	鈔31709貫 錢63418文

典據：『宛署雜記』卷七廊頭

と文明門分司が、正陽門宣課司と崇文門分司と改稱されるのは、正統二(一四三七)年十月のことである。<sup>(16)</sup>

## 2 設置位置

永樂年間の官店場房の設置位置については、先の會典の記事でも何も言及しておらず、從來その位置は明らかにされていない。しかし推察する手がかりを與えるものとして、この時期に設置された廊房(借家——實際には商業用施設としても使用されたようであるが——)及び店房(貸店舗・貸倉庫など商業用施設)の配置がある。『宛署雜記』卷七廊頭には、北京城の附郭を構成する宛平・大興兩縣の内の宛平縣(都城の西半分)のみであるが、廊房と店房の配置を記している(表Ⅰ及び地圖参照)。

これによれば、廊房は北安門東・西、海子橋東・西、鼓樓東・西、鐘樓東・西、安定門(内・外?)、德勝門内・外、西直門裏・外、阜城門裏・外、宣武門裏に、店房は西四牌樓に設けられてい

た(地圖参照)。沈榜の『宛署雜記』は、明末の萬曆二十一(一五九三)年に刊行されたものである。<sup>(17)</sup>しかし北京城内城部分では、正統年間(一四三六~四九)の都城整備以後、國家による大規模な建設や改造は行なわれておらず、<sup>(18)</sup>『宛署雜記』に見えるこれらの配置は、明代前期の状況を伝えるものと判断して誤りないであろう。各城門の周圍に設置されたほかに、その特徴として指摘できるのは、大部分が皇城の北門、北安門と鼓樓・鐘樓とを結ぶ鼓樓下大街に設けられていることである。<sup>(19)</sup>鼓樓下大街は、『周禮』の考工記の「面朝後市」のプランに基づいて造られた元の大都以來の中心的商業地區であった。<sup>(19)</sup>この當時は通惠河もまだ運河としての機能を果たしており、積水潭・什刹海東岸の水邊に沿って走る斜街は、いわば南北大運河の終着驛に當っていた。おそらく明初の官店場房の多くも、鼓樓下大街や斜街の周圍と各城門の周圍に設けられていたにちがいない。

また都城の東半分の大興縣については、明照坊と澄清坊との間には生まれた燈市街の東西にある上・下角頭の周圍、<sup>(20)</sup>東大市街、<sup>(21)</sup>同じく明照坊の普安店<sup>(22)</sup>などの存在が知られる。弘治帝の皇后張氏一族に賜與された張皇親房や、明末に王府への賜與をめぐって大きな社會問題となる福德・吉慶・福順・和遠・寶源・順寧の六官店も、この明照坊に存在していた。<sup>(23)</sup>おそらく商稅官廳の配置からみて、文明門と東西四牌樓を結ぶ地域、特に燈市街の周圍に集中していたであろう。

城外では、阜成・西直關(門)外に普安店・南海店・西家店の名が見えるが、<sup>(24)</sup>官店かどうかは明らかではない。また正統九年には、城外西南の彰義門(金の中都城西門)に官店場房が新設された。<sup>(25)</sup>彰義門は、盧溝橋から正陽門・宣武門にいたる交通路の中間に位置していた。

### 3 運営と監督

官店場房は國家によって設置されたが、その運営は、前にも觸れたように「看守人」が擔當していた。看守人は、場房毎に二名または四名からなる「股實大戸」<sup>(26)</sup>が充てられていた。この場合の股實大戸とは、具體的に言えば南京の場合と同



様に「廂長」を指していた。<sup>(27)</sup> 周知のごとく明朝は、農村と都市とを問わず一一〇戸からなる里甲制を施行した。里甲正役としての「廂長」は都市周邊部の里長のこと、特に農村部のそれや都市内部の坊長と區別する場合に用いられた。<sup>(28)</sup>

明初、北京の官店場房の運営に廂長が充てられていたことを明確に示す史料は、現在のところ見つからない。しかし次に提示する二つの史料は、その傍證を與えてくれる。まず萬曆『明會典』卷三五戸部・課程〈商稅〉に、

(嘉靖)二十四年議准す。福德・寶源等七店は、貨一船毎に銀五兩を徵し、順天府に行令し、批驗茶引所官吏及び廂長人等を督同して數に照らして徵收し、季を按じて(戸)部に解り、太倉銀庫に轉發收貯し、以つて糧草を糶買して支用するに備えしむ。

とある。時代はやや下り明代後期の事例であるが、明照坊にある福德・寶源等七官店では、商稅徵收に廂長が關與していたことを示している。商稅と官店との關係については、後に改めて考察する。また永樂年間からさほど離れていない宣徳元(一四二六)年七月、行在刑部と宣徳帝との間に交わされた律例論議は、その設立當初から廂長が官店場房の運営に關わっていたことを推定させる。<sup>(29)</sup>

行在刑部奏すらく、「宛平縣廂長が商稅鈔を收めて己に入れるは、監臨主守盜倉庫錢糧律に比し、贓を計りて當に斬すべし。」と。上曰く、「市井の民豈に官吏の比にあらんや。況や收むるところは倉庫の物に非ず、贓罰を追して輸作すれば足れり。」と。

宣徳帝の認識に示されるように、廂長は本來、民であつて官吏ではなく監臨・主守の責務はない。その廂長が徵收した商稅を着服した行爲に對して、擔當官聽たる行在刑部が『明律』卷一八刑律・賊盜の監守自盜倉庫錢糧律を適用して斬刑に處しようとしたのは、單に嚴罰で臨もうとしたのではない。ここに見える宛平縣の廂長が他の商稅徵收ではなく、官營の倉庫とも見なしうる官店場房の商稅徵收を擔當していたからにはかならない。

ところで明初北京の廂長の場合、その多くは永樂元年全國から北京へ強制移住させられた三〇〇〇戸の「富戸」が、こ

の徭役に充てられていた。<sup>(30)</sup> 別稿で、すでに明らかにしたように富戸の移住地としては、北京城北部の德勝・安定關周邊地域が多かった。この地域は、安定門宣課司や德勝門宣課分司、あるいは鼓樓下大街に近接する積水潭・什刹海東岸の水邊にも近い。前述したようにこれらの周邊には官店場房が多數設置されており、その運営に充てるのには好都合であったであらう。それはともかく、ここでは明初の官店場房は、里甲制という徭役制度のシステムによって運営されていたことに注目しておきたい。またその運営による収益の一部(免牙錢<sup>(31)</sup>仲介手数料・場房錢<sup>(32)</sup>倉庫保管料)も、個人の所有に歸したのでなく、廂長の任務の一つである物品調達に充當されていた。またこれらの運営に當たった股實大戸は、職務上「管店」とも呼ばれており、その配下には商品の運送業務にあたる「小脚」も存在していた。<sup>(33)</sup>

官店場房での商稅徵收については、都稅司以下商稅官廳の官員や批驗茶引所大使が監督していた。<sup>(34)</sup> このほかに運営を監督する官として巡視場房御史が設けられており、官店場房で徵收される收稅則例の決定にも加わっていた。また『明英宗實錄』卷二〇九、景泰二年十月丙子の條に見える太醫院醫士張鐸の上奏に、

京師は萬方より會同す、日用百物は商旅に資るを免れず。朝廷は官店を設立し、稅課を輕收し、買賣負欠するところ有れば、常に御史をして督責せしむ。蓋しこれを招徠するゆえんなり。

とあるように、御史は、官店場房連營の監督のみならず、そこを舞臺にして行なわれる客商と都市商人との間の取引の保證にまで關與していた。

## 二 官店場房と商稅徵收官廳との關係

### 1 收稅則例

正統十二(一四四七)年に、巡視場房御史と順天府の堂上官とが商品の價格を評價してリストを作成することを決定し

(正統)十二年令す、巡視場房御史及び順天府堂上官一員、物貨を估計すること直鈔若干、冊を造りて都稅等司の官攢に發し收掌し、價に照らして收稅せしむ。

このリストがいわゆる「收稅則例」である。もちろん收稅則例はこの時初めて作られたのではなく、官店場房の設立當初から存在したはずである。おそらくこの時點から巡視場房御史も加わってリストの作成が始まったのであろう。なお、これに先立ち正統七年正月には、主に鋪戸を對象として都稅司と宣課司が科派した門攤課鈔則例が定められるなど、この時期には北京城の整備と併行して商稅徵收のための則例整備も進んでいる。<sup>(36)</sup>

次いでその四年後の景泰二(一四五二)年十月にも改定が行われた。<sup>(37)</sup>

(景泰)二年令す。大興・宛平二縣和遠店等場房に於いて、場房毎に殷實大戸二名或は四名を僉し看管せしむ。順天府及び二縣は、各行を拘集し、時に依りて物貨の價値を估計し、舊に照らして鈔貫を折收せしむ。仍りて冊二本を造り、一本は都稅司に發し、一本は(戸)部に送りて查考せしむ。巡視場房御史は、務めて管店・小脚に禁じて、客商の課程を攬納し、不堪鈔を以って抵數送官し、及び客貨を邀載し、商人を騙害するを得ざらしむ。

この時には、順天府と宛平・大興兩縣が各業種の牙行(各行)を召集し、定期的に市場價格に基づいて商品の公定價格を決定している。改定の發端となったのは、先にも引用した北京在住の太醫院醫士張鐸の訴えであった。<sup>(38)</sup>

近ごろの理財の官は、大體を知らず、唯だ刻剝に務めております。例えば紵絲(ほそあさのいと)一匹の稅鈔が三百五十貫で、銀で換算して七錢にもなりません。三梭布(高級無地白綿布)もまた每十四三百五十貫になります。他の物も皆そうです。もとの商品で見積ると、稅鈔に四分の一を取られることになります。このままでは客商達は重稅を畏れて(商品をもたらし)京師に來なくなり、物價が騰貴するのが心配です。

この上奏は、戸部の審議にかけられた。その結果、戸部尙書金濂等は、土木の變で出費がかさんだため増稅を行なったが、

表II 景泰二年和遠店等場房收稅則例

稅額 (商稅・牙錢 場房鈔各)	商 品 名 (課稅單位)
25貫	上等羅段(1疋)
15貫	中等羅段(1疋)
10貫	下等羅段(1疋)
6貫700文	上等紗・綾・錦(1疋), 青紅紙(1000張), 篋子(1000箇)
5貫	中等紗・綾・錦(1疋), 細羊羔皮襖(1領), 黃牛真皮(1張), 扇骨(1000把)
4貫	青三梭布(1疋), 紅油紙(8000張), 冥衣紙(4000張), 鐵鍋(1套4口), 藤黃(1斤)
3貫400文	褐子(1疋), 綿紬(1疋), 毛皮襖(1領), 氈衫(1領), 乾鹿(1箇)
3貫	官絹(1疋), 官三梭布(1疋), 絨線(1斤), 五色紙(4500張), 高頭黃紙(4000張)
1貫	小絹(1疋), 白中布(1疋), 青匾線夏布(1疋), 手帕(1連3箇), 手巾(10條), 皮褲(1件), 小靴(1套3雙), 板門(1合), 響銅(1斤), 連五紙(1000張), 連七紙(150張)
740文	青大碗(25箇), 青中碗(30箇), 青大碟(50箇)
670文	洗白夏布(1疋), 青綠紅中串二布(1疋), 包頭(1連20箇), 氈條(1條), 大礮(1斤), 銅青礮(1斤), 枝條礮(1斤), 生熟銅(1斤), 蘇木(1斤), 胡椒(1斤), 川椒(1斤), 黃蠟(1斤), 蘑菇(1斤), 香蕈(1斤), 木耳(1斤), 酒壘土酒海(1箇), 青中碟(50箇), 白大盤(10箇), 書房紙(4笈), 筆管(500箇), 油黏(1副)
600文	青小碟(50箇), 白中盤(15箇)
500文	花布被面(1段), 白中串二布(1疋), 靛花青(1斤), 紅花(1斤), 針條(1斤), 青靛(10斤), 銀杏(10斤), 麥米(10斤), 蓮肉(10斤), 軟棗(10斤), 石榴(10斤), 青大盤(12箇), 青盤(15箇), 青小盤(20箇), 青小碗(30箇), 乾鷄・天鷄等野味(1隻), 南豐大笈紙(4塊), 竹椅(1把)
470文	喜紅小絹(1疋)
400文	麻布(1疋), 花椒(1斤), 水牛皮(1斤), 土青盤(15箇), 土青碗(20箇), 小白盤(20箇), 土青碟(50箇), 青茶鍾(7箇)

340文	小麤綿布(1疋), 氈襪(1雙), 土降香(1斤), 白砂糖(1斤), 餵(1斤), 草席(1領), 雨傘(1把), 翠花(1朶), 草花(10朶), 刷印馬紙(4塊), 土尺八紙(1塊), 南豐箋紙(6塊), 連三紙(1000張), 毛邊紙(100張), 中夾紙(100張), 酒麪(10塊)
300文	燈草(1斤), 土青酒鍾(12箇), 土青茶鍾(12箇), 土青香爐(10箇), 大白碗(10箇), 中白碗(15箇), 白大碟(20箇), 白小碟(25箇)
240文	馬牙速香(1斤), 魚膠(1斤)
200文	藥材(1斤), 白小碗(15箇)
170文	荔枝(1斤), 圓眼(1斤), 冬笋(1斤), 松子(1斤), 桐油(1斤), 柏油(1斤), 黑砂糖(1斤), 蜂蜜(1斤), 臘臙脂(1兩), 土粉(10斤), 土硝(10斤), 鱸(10斤), 松香(10斤), 墨煤(10斤), 纛麻(10斤), 肥阜(10斤), 末香(10斤), 槐花(10斤), 膠棗(10斤), 雞頭(10斤), 螃蟹(10斤), 蛤蜊(10斤), 乾兔(1隻), 雞(1隻), 鴨(1隻), 白茶鍾(6箇), 甘蔗(10根), 藕(10根), 竹筴(100雙), 竹掃帚(10把), 蒲席(1領), 雜毛小皮(1張), 氈帽(1箇), 草鞋(10雙)
140文	明乾笋(1斤), 蒲萄(1斤), 海菜(1斤), 金橘(1斤), 橄欖(1斤), 牙棗(1斤), 芋麻(1斤)
100文	綿花(1斤), 香油(1斤), 紫草(1斤), 紅麪(1斤), 紫粉(1斤), 黃丹(1斤), 定粉(1斤), 雲香(1斤), 柿餅(1斤), 栗子(1斤), 核桃(1斤), 林檎(1斤), 甘橘(1斤), 雪梨(1斤), 紅棗(1斤), 楊梅(1斤), 枇杷(1斤), 榛子(1斤), 杏仁(1斤), 蜜香橙(1斤), 烏梅(1斤), 五倍子(1斤), 鹹彈(1斤), 黑乾笋(1斤), 葉茶(1斤), 生薑(1斤), 石花菜(1斤), 蝦米(1斤), 鮮乾魚(1斤), 鮮豬羊肉(1斤), 黑鉛(1斤), 水膠(1斤), 黃白麻(1斤), 鋼熟鐵(1斤), 綿絮(1套), 蘆席(1領), 綿臙脂(1帖), 西瓜(10箇)
65文	乾梨皮(1斤), 葶薺(1斤), 芋頭(1斤), 鮮菱(1斤), 烏菱(1斤), 鮮梨(1斤), 鮮桃(1斤), 杏子(1斤), 李子(1斤), 鮮柿(1斤), 柿花(1斤), 焰硝(1斤), 阜白礬(1斤), 瀝青(1斤), 生鐵(1斤), 乾葱(10斤), 胡蘿蔔(10斤), 冬瓜(10箇), 蘿蔔(40斤), 菠·芥等菜(40斤)

典據：正德『明會典』卷三二戶部·庫藏〈課程〉事例

商品價格の三十分の一を越えて徴收することは許されていないこと、戸部郎中徐敬と順天府治中劉實が不當に時估（市場價格）を高めに算定し戸部内の討議を経ずに獨斷で施行したため、<sup>(39)</sup>過重な税額となったことを景泰帝に報告している。こうして兩名の處分が決定し、改めて「物價店稅」（收稅則例）が定められた。改定された税額は、

遂に奏して物價・店稅を更たむ、上等紵絲每匹七十五貫を過ぐるを得ず、他物もこれに稱<sup>おと</sup>らう。

とあるように、上等の紵絲でも每匹（疋）七十五貫以下に抑えられており、以前に比べてほぼ五分の一に下げられた。

この改定された税額の全容を示すのが、正徳『明會典』卷三戸部・庫藏（課程）事例に載せる景泰二年の收稅則例である（表II參照）。<sup>(40)</sup>この表で最も課税額の大きい上等羅段の場合、每疋（商）税鈔二十五貫、牙錢鈔二十五貫、場房鈔二十五貫で合わせて七十五貫であり、先の「上等紵絲」每疋七十五貫以下という記述の税額とほぼ符合する。<sup>(41)</sup>實錄の記載では、省略されていた收稅則例の全容がこれを参照することにより明らかとなる。

ここで注目されるのは、實錄の記載の「店稅」七十五貫は商稅鈔のみならず牙錢鈔や場房鈔をも含んだ三者の合計額である点である。このことは三者の合計額が一括して徴收され、一般には廣義の商稅と意識されていたことを推定させるであらう。この推定に誤りないとすれば、官店を利用する商品の場合、市場價格の三十分の一ではなく、十分の一が國家の税として徴收されるという通念が存在していたことになる。

かかる通念の存在を裏付けるものとして時代はやや降るが、成化七（一四七二）年の正陽門宣課司の（抽分猪羊例）を擧げることができる。<sup>(42)</sup>太常寺の祭祀などで用いる猪羊は、宣課司などでの抽分によって賄われていた。この時、抽分と商稅との關係が問題となった。

本司（正陽門宣課司）毎年又該に抽分すべき太常寺祭祀・大捷猪一百九十隻、俱に是れ客商與販し來京貨賣し、司に赴き稅を投す。猪三十口毎に驗中のもの一口を抽分し、十口（の商稅）を免ずるを准し、餘の二十口は仍りて例に照らして課を納めしむ。如是し苗猪にして抽分に堪えざるものは、每口例に照らして鈔三貫・銅錢六文を收む。

ここで、抽分されている猪ぶた一匹は、猪三十四全體に對するものではない。十匹に對するもので、残りの二十四には通常の商税が課されている。この記述からは、官店を利用したかどうかは明かではないものの、十分の一の抽分率が適用されているのは、おそらく官店を利用した場合の合計十分の一の商税に對應したものであろう。

南京三山門外の官店場房の例から判断すれば、北京でも南京同様に、設立當初の段階では客商のもたらす商品は、すべて官店場房に荷卸することを義務づけられていたはずである。従って、客商によつて大量に北京にもたらされた商品の大部分には、従来一般的に考えられていた市場價格の三十分の一ではなく、十分の一の税が課されていたことになる。そこで次に商税徴收官廳と官店場房との關係が問題とならう。

## 2 官店場房における商税徴收

最初に北京に搬入された商品に對し、商税がどのようにして課税されたかを考えてみよう。先の收税則例の商品項目からも窺えるように、北京にもたらされる商品は全国各地の特産物市場より主に客商の手を經てもたらされる商品と、周邊近郊農村で生産され小生産者自身が運び込む農産物や副業製品とに大別される。もちろんここで問題とするのは、前者の特産物商品である。特産物商品の中では、大運河を北上する東南の物資と長城外の西北の物資が中心をなすが、東南の物資が數量において後者を壓倒していたことは、あらためて言うまでもない。

さて明朝は、前述のように北京遷都に向けて商税官廳を新設整備した永樂六年當初から、こうした商品の搬入ルートを設定して張家灣宣課司と盧溝橋宣課司を設置していた。<sup>(44)</sup>この點は、どちらも大使一員・副使四員からなり、北京周圍の商税官廳の中では最も多くの官員を擁していたことや、盧溝橋抽分竹木局や通州抽分竹木局などの官廳も、これらの宣課司の近くに置かれていたことなどからも窺える。大運河を北上して東南の特産物商品がもたらされる場合、一般には通州・張家灣で船荷を積み替え、陸路あるいは通惠河を經て北京城に到達した。後には通州・張家灣に到達する以前の楊村や河

西務で、車馬に裝載し陸路を取るルートも利用された。<sup>(45)</sup> いずれの場合もこれらの商品は、途中の税課司や鈔關などの商税官廳ですてに何度も商品の検査や課税が行なわれていた。

原則として商品を遠隔地よりもたらした客商は、北京城の九門を通過し、<sup>(46)</sup> 最寄りの商税官廳で商税を納入した。北京城内の商税官廳の中では、正陽門宣課司の分司である崇文門宣課分司が最も重要であった。<sup>(47)</sup> 商税官廳では、官攢や巡攔により途中で申告した商税官廳の發行した證明書どおりであるか商品検査が行なわれ、その結果に基づいて商税の納入を自ら行なった。<sup>(48)</sup> 宣課司や分司では、順天府より送られてきた赤曆文簿（印信文簿）に日々客商の姓名や商税を徴収した商品と税額を記録し、季節毎に點檢した上でその文簿を順天府に送り返して報告した。<sup>(49)</sup>

しかし客商が大量の商品をもたらした場合は、宣課司などの商税官廳では検査のみで、商税の全額を徴収したわけではなかったようである。<sup>(50)</sup> これは、客商自身が商品を北京に搬入するに際して、商税額に相當する現金を<sup>キャッシュ</sup>持ち合わせていない場合も多かったからであろう。正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例には、

（景泰）五年令す。正陽門等宣課司の一應雜貨は、<sup>あつど</sup>輪日挨次、條由内に開寫せる普安等三店に於いて卸賣せしむ。其の各官に給賜せる福順等店もまた例に照らして、店毎に大戸二名を僉し看管し、季を按じて更替せしむ。（云々）。とある。すなわち正陽門等宣課司では、客商に普安店など指定の三官店を記入した「條由」<sup>チャウ</sup>を手渡しただけであった。客商は、北京城内外のこれらの官店やそれ以外の官僚に賜與された福順等店に商品を一時保管あるいは卸賣する間に、商品の検査と残りの商税納入を済ませることができた。というのは、官店に設けられた場房内には先の殷實大戸が置かれており、彼らが商品の品目や數量の検査と保管業務を行なう一方で、<sup>(51)</sup> 批驗茶引所官の指揮のもと商税徴収が行われたり、内官や錦衣衛の官が随時派遣され、そこで抽分が行なわれたからである。

大量の商品を扱う客商にとって、明初においては官店を利用することはほぼ強制されていたと言つてよい。もちろん客商は、官店を利用することにより、崇文門宣課分司を始めとする商税官廳での検査や商税納入に伴う繁瑣な手続きを省く



ことができた。またその手続きに付け込んだ商税官廳の官員や巡邏の收奪からも逃れることができた。しかも牙行など仲介業者の手を経ずに商品を卸賣することができるというメリットも存在していた。言うまでもなくここでも様々な收奪が存在していたけれども、その意味では、官府が商人に商税納入の便宜を與え、商業取引を保證する側面も存在していた。従つて官店場房は單なる官營の倉庫業のみならず、商税徵收と仲買問屋業務をも兼ね備えていたと言えよう。景泰二年の收税則例が商税鈔と(免)牙錢鈔と場房鈔との三者で構成されており、その合計が官府に支拂う「店税」と認識されていたのは、まさにこの理由からであつた。

また倉庫保管料にあたる場房鈔が倉庫使用期間の長短を問はず、一律に商品の市場價格の三十分の一の比率で徵收されていたことも、近代倉庫業における倉敷料とは性格を異にしているように思われる。<sup>(52)</sup>この點からもその本質を單に倉庫業とは規定できない。

### 三 身分的特權者による私有の進展

#### 1 官店場房の賜與

これまで國家が設置した官店場房のみについて論述してきたが、もちろん明初民間にも倉庫・仲買問屋業務を行なう施設が存在しなかつたわけではない。しかしその規模は、官營のそれに比較して零細であり、客店(やどや)や鋪戶などに小規模な倉庫を附設する形が多かつたであらう。その後北京の建設と整備が進むに伴い、民間の場房の存在も無視し得なくなつてきた。正徳『明會典』卷三四戶部・庫藏〈鈔法〉事例にみえる宣德四(一四二九)年の榜諭は、こうした場房の存在を傳える最も早期の史料の一つである。

榜諭す、兩京の軍民官員人等の菜園・果園、及び場房・車(庫?)房・店舎の客商の物貨を停場する者は、給賜と自

置とを分かつたず、俱に菜地は毎畝、月に舊鈔三百貫を納め、果樹每十株、歳に鈔一百貫を納め、房舎は毎間、月に鈔五百貫を納め、御史を差わし本部官各一員と<sup>とも</sup>月に月を按じて催收送庫せしむ。如し隱瞞して報ぜず及び鈔を納めざる者有らば、地畝・樹株・房舎は没官し、犯人は治罪せしむ。(云々)。

この榜諭は、鈔法維持を圖るための交鈔回收策として、順天府や應天府を筆頭に商人が集まる三十三府州縣市鎮の店舗の門攤課鈔を五倍に増税した直後に、これに附随して施行されたものである。<sup>(53)</sup>課税の対象となった塌房・庫房・店舎は、客商の商品を「停塌」する、即ち倉庫・仲買問屋業務を行なつており、<sup>(54)</sup>その利潤の多さの故に一閒毎に毎月舊鈔五百貫を納入することが定められた。ここでは塌房・庫房・店舎の私有が、皇帝による賜與と「自置」との兩者を契機に形成されたことが知られる。榜諭が出された経緯を傳えるのが、『明宣宗實錄』卷五五、宣德四年六月壬寅の條である。蔬菜・果樹園に加えて塌房を含めた不動産を所有するものとして「官員・軍民」のほか、特に「南北二京の公・侯・駙馬・伯・都督・尙書・侍郎・都御史及内官・内使」が擧げられている。南京や北京の兩京に居住する外戚・功臣や一般の高級官僚及び宦官からなるこれらの特權者層は、いずれも皇帝の恩寵と特權的地位を基盤に私的蓄積を重ねていた。中でも、この時期には後述するように賜與を契機とした身分的特權者による所有が注目される。その對象として田土と並んで、塌房など商業物件が擧げられているところに、消費の中心に位置する首都としての特色が示されている。塌房の私有化の背景としては、當該時期における北京への商品流通量の増大<sup>(55)</sup>を指摘できるであらう。

最初に、皇帝の賜與を契機とした特權者層による官店塌房の私有について検討しよう。明代前期の實錄などにはこうした賜與の實例は、ほとんど記録されていない。<sup>(56)</sup>極めて稀に記録が残されているものも、賜與の願い出が皇帝に許可されなかった事例に過ぎない。『明英宗實錄』卷一八九、景泰元年二月壬辰の條に、

錦衣衛指揮使汪瑛、寶源店を求め以て日用の需に供さんことを奏す。從わず。

とある。景泰元(一四五〇)年二月、景泰帝の外戚であった錦衣衛指揮使汪瑛は、日常經費に充てるため寶源店の賜與を

上奏して求めたが、許されなかった。汪英の娘は、すでに正統十(一四四五)年英宗の弟郕王妃に册立されていたが、土木の變で英宗が北狩されると、郕王が代わって即位し景泰帝となった。このため汪英は、難なく外戚ナンバーワンの地位を獲得し、當時飛ぶ鳥をも落とす勢いであった。にもかかわらず、景泰帝がこの求めに應じなかったのは、都稅務司や批驗茶引所に近接する寶源店の商稅徵收における重要性に鑑みてのことであった。その五箇月後に、大興縣三里河菜園の地六十三畝と房屋十五間を與えたのは、その代替措置であろう。三里河菜園は、北京城内へ主要な商品搬入ルートの一つであった崇文門外の正東坊に位置することから、これらの房屋も客店や場房に使われた可能性も考えられる。

實錄などでは官店賜與の事實は確認できないものの、先の宣德四年の榜諭から判断して明初かなり早い段階から官店の賜與が始まっていたであろう。更に正統年間に入って官店の賜與が一層進んだことは、『皇明經世文編』卷五九に收める兵科都給事中葉盛の「資給軍儲疏」によって知られる。<sup>(59)</sup>

切かに見るに、京城角頭等處の客貨を停積する客店場房は、蓋し往年無事の日、一時の恩賜より出で、皆貴近勳戚・權豪勢要の家の所有するところとなる。其の客商より得るところの利を究めるに、歳を以ってこれを計れば、何ぞ鉅萬に止まらんや。

上奏では、恩賜により燈市街の角頭などの客店(官店)場房が與えられた時期を漠然と「往年無事の日」と記するにとどまっている。しかし具體的には、景泰二年四月、土木の變以後増大した軍事費を捻出する目的で提出されたこの上奏時期から明らかなように、土木の變以前の正統年間を指している。

葉盛は、身分的特權者に賜與された官店場房が、その經營によって客商から毎年巨萬の利益を擧げているとして、その収益性に着目している。また後に觸れるように、これらの客店に抱え込まれた無籍の徒による不法行爲についても暴露している。こうした現状認識を踏まえて、

伏して望むらくは、聖明該(台)部に特赦して順天府に行令し、在京の應有場房を將って、已に入官せるを除くの外、

其餘は、内外貴近・勳威の所有を分かつたず盡數査勘し、得出すれば、通ねく籍記を行ない在官し、本府正官に督委整理せしめ、該に得べきの鋪錢は以つて軍儲急用に備えしめんことを。仍りて巡視御史に行して季毎に收支實數を稽考せしむ。

とあるように、戸部に敕令し順天府に命じて内外の貴近・勳威の所有をも含む北京のあらゆる場房を調査し、官に登録させ、そこから得られる「鋪錢」を軍事費に充てることを提案した。この葉盛の提案は、實録によれば「これに従う」とあり<sup>(60)</sup>、英宗の裁可を承けたことが分かる。

ところで、「鋪錢」とは具體的に何を指しているであろうか。佐久間氏はこれを「門攤稅」すなわち門攤課鈔と理解された<sup>(61)</sup>。しかし門攤課鈔であれば氏もすでに指摘され、また本稿でも先に觸れたように、宣徳四(一四二九)年から場房に對しても「給賜と自置とを分かつたず」毎閒月に鈔五百貫が課稅されていたはずである。その後鈔法の流通に伴ない何度か減額され、正統十二(一四四七)年には四十貫となつていた<sup>(62)</sup>。その四年後に、軍事費を捻出するため葉盛がわずか毎閒四十貫の門攤課鈔を、身分の特權者所有の場房からも徴收しようとしたというのは、餘りに少額にすぎるように思われる。むしろ新たな財源として、特權者が場房の所有者として手にいれていた牙錢鈔と場房鈔の一部分を國家が吸い上げようとしたと考えたい<sup>(63)</sup>。前述の景泰二年十月の太醫院醫士張鐸の重稅批判の上奏も、おそらく葉盛の提案によって始められた改革を攻撃したものであつたらう。

それでは、賜與された官店場房は、本來どの様に運営されていたのであろうか。先にも引用した正徳『明會典』卷三二「戸部・庫藏〈課程〉事例の景泰五年令がその手がかりを與えてくれる。

其の各官に給賜せる福順等店もまた例に照らして、店毎に大戸二名を僉し看管し、季を按じて更替せしむ。該に抽(分)すべき貨物は各官の親屬をして斟酌抽取せしめ、親戚を容留して家人と詐稱し、店に在りて攪擾するを許さず。仍りて巡視場房御史に行して訪察禁革せしむ。但そ姓名を更易し看店を營求し、及び牙行に私充する者有らば、

軍は邊衛に發し充軍し、民は口外に發し民と爲さしむ。

福順店は、大興縣明照坊の燈市街に設けられた官店である。これらの賜與された官店の場合も、國家の官店と同様に店毎に二名の「大戸」をその管理に充て、季節毎に交替させている。「大戸」は、先に考察したように「殷實大戸」すなわち廂長のことである。特權者に賜與されたとは言え、官店同様に國家の徭役制度によつて運営され、巡視場房御史の監督下にあった。

以上のように、官店を賜與された特權者は、所有者にとどまり自ら經營することを許されていたのではなかった。そこで徴收される商稅鈔・牙錢鈔・場房鈔のうち、國家に收められる商稅鈔を除いた牙錢鈔と場房鈔の部分を、「鋪錢」として自己の收入としたに過ぎなかったと考えられる。ただ彼らは、日用必需品を調達するという名目で、店頭にてその一部を直接商人から現物で抽分することもあったようである。その場合、特に過度の收奪が行なわれやすかったので、親屬以外の親戚が家人と詐稱し官店に出入りするのを禁じている。<sup>(64)</sup> こうした國家による制限が、官店の賜與が行なわれた當初から存在していたのか、それとも景泰五年に始まったのかは、明らかではない。しかし、この時期の外戚・功臣・宦官など身分の特權者層の勢力伸長や、廂長に充てられた「富戸」の逃亡没落と官僚化の「兩極分解」の過程の進行の事實から見て、<sup>(65)</sup> 國家の統制が十分に機能しその運営が廂長に任されていたとは、到底考えられない。實際にはその經營も、往々にして後述するような「家人」や都市の「無賴」などに委ねられていたようである。こうした點は、次に特權者が私創した客店の事例を検討することにより一層明らかとなるであろう。

## 2 客店場房の私創

北京で私創された客店場房の實例を検討しよう。

A 正統二（一四三七）年四月、太監僧保・金英らは勢力を恃んで「場店」（場房・客店）十一處を勝手に創設し、それぞれ無賴子弟を使つて商品を獨占のかき集め、甚だ當時の弊害となつていた。このことが報告されると、英宗は錦衣衛

に命じて監察御史とともに調査させた。御史孫睿と錦衣衛千戸李得は、商品が残っているものは荷主へそのまま返還し、「除負」(代價の未拂い)のものは錦衣衛に追徴させるよう提案して、裁可を承けた。<sup>(66)</sup>

「除負」という表現から明らかのように、太監僧保・金英らが所有している客店場房では、無頼を用いた力による強制を伴っているとはいえず、そこでは単に倉庫業を經營し保管料を取ることにとどまらず、賣買契約が成立し、その結果としての商品に對する所有權の移動も行なわれていた。單なる倉庫業というよりは、むしろ仲買問屋業というのが相應しい。

B 正統元年十二月、仁宗第二女慶都公主の婿の駙馬都尉焦敬は、その司副李泉を使って文明門外(崇文門)五里ばかりのところ「廣鯨店」を建て、市井の無頼をかき集め、牙行の名を騙り商人から税を捲き上げていた。また武清縣馬駒橋でも磁器・魚・棗などを積んだ車輛を遮り(客)店にとどめて都に向かわせなかったりした。また閩者馬進に張家灣・溧陽・閩河(揚州)など客商の集まるところで米八、九十石・鈔千貫を許收させた。<sup>(68)</sup>

明律では、勝手に牙行に充當することは禁止されていた。駙馬都尉焦敬は崇文門宣課分司の近くに廣鯨店を設け、牙行の名をかたって「商販の者を詐税した」とあることから、仲買問屋業務や商稅徵收請負行為にまで及んでいたようである。<sup>(69)</sup>

C 天順年間(一四五七-六四)、會昌侯孫繼宗の弟顯宗は、家人を使って勝手に「店房」を起蓋して利益を獨占し客商を苦しめていた。英宗は、李賢の獻策を受け入れてその店房を壊し家人を處分したが、顯宗についてはしばらく罪を免じたうえで戒告處分とした。<sup>(70)</sup>

會昌侯孫忠は宣宗の皇后の父で、その子顯宗は「奪門の功」により恩寵を得ていた。<sup>(71)</sup>この利益獨占も、同様に強制を伴った仲買問屋業務によって可能であった。

これらの内官・皇親・外戚による客店場房私創の事例は、いずれも摘發や彈劾を受けて明るみに出たもので、氷山の一角に過ぎない。こうした例からも明らかのように、明代前期に北京で民間の客店場房を設置したのも、皇帝權力と結びついた身分的特權者達であった。特徴的なのは、倉庫業務のみならず仲買問屋業務への傾斜が色濃く看取されることであ

る。しかし本来、四品以上の官員の家では、自らこうした商業行爲を營み民と利を争うことは禁じられていた。<sup>(72)</sup>また現實に六科給事中や十三道監察御史らの告發を受ける危険性も絶えず存在していたから、皇帝の恩寵により賜與された官店は、かかる特権者の商業行爲を隱蔽する役割をも果たしていた。

同様な理由から、實際の經營は私創の實例で見たように、多くの場合「無頼子弟」「市井の無頼」「無籍の徒」と史料上記載される都市の無頼に委ねられていた。商品流通のもたらす利潤のおこぼれに與かり都市に寄生していた無頼層もまた、特権者の強力な庇護を求めていた。先にも紹介した葉盛の上奏の次の一節は、官店を所有する特権者と無頼とのこうした關係をリアルに傳えている。

加うるに近年客店往々容留せる無籍の徒、或は管店と號稱し、或は小脚と叫名り、權豪に倚恃し、虚しく聲勢を張り、京城内外遠近の去處に於いて貨物を邀截し、客(商)の便を容さざるを以つてす。甚だしきは、銀兩を欺詐し、人命を打死し、爲さざるところなきに至る。

これらの客店に抱え込まれた「無籍の徒」が、管店(管理人)や小脚(荷擔ぎ人夫)の名を騙り、北京城内外で特権者の權勢を持って客商から無理やり商品を預かったりしていること、これに應じない場合には、詐欺行爲や殺人事件にまで及ぶなど、客店(官店)を舞臺にした種々の不法行爲を暴露している。

外戚・功臣・内官に代表される身分的特権者層による官店や客店所有の進展は、皇帝の恩寵を背景に無頼等を用いるなど、力による強制を伴っており様々な弊害を引き起した。その弊害は、大約すれば、一つにはそこを舞臺に客商に對する收奪が行なわれ、その結果としての商品流通の阻害である。もう一つは、國家の商稅徵收に對する妨害行爲、即ちこれが前述した正規の官店と競合する結果、國家の商稅徵收額の減少をきたしたことである。後者に對する危惧の念は、先の錦衣衛指揮使汪瑛が寶源店の下賜を要求したのを許可しなかった際にもすでに示されていた。『明宣宗實錄』卷九九、宣德八年二月丁未の條に見える北京の商稅をめぐる弊害も、こうした特権者による官店場房の私的所有の進展によって引き

起こされたものであろう。

京城商税の弊を禁ず。時に言うもの有り、在京權豪・貴戚及び無籍の徒、商貨を停積し官税を隱匿する者あり、上行在刑部に命じて揭榜禁約せしむ。違う者はこれを罪す。よく首しよする者有らば、鈔一千貫を賞す。

この記述のみからは、商品を保管した場所が賜與された官店場房であったのか、それとも私創した客店場房であったのかは、あまり判然としない。しかしいづれにせよ、かかる特權者と無賴の徒との結託した行爲が、正規の官店經營と競合したり商税徴收の妨害となり、國家の商税徴收額の不足をもたらししたのは事實である。その後、商税が銅錢や銀に折納され、その財政的意義の増大しはじめる明代中期成化・弘治年間を迎えると、こうした問題が表面化し、北京の商税徴收をめぐってしばしば論議が繰り返されることとなった。<sup>(73)</sup>

#### 結びにかえて

本稿では、官店場房の性格を倉庫業務・仲買問屋業務・商税徴收の三者を包括した複合的施設として捉え考察を加えてきた。中世への逆行を思わせる元末明初の經濟的後退は、唐宋變革以後の中國經濟の發展の中で特異な一時期を形作っている。明初洪武年間朱元璋が南京に設けた場房も、南宋の臨安杭州の民營化されたそれとは異なり、かかる經濟的後退を前提に國家が主導して設置したものであった。その運營も廂長を中心に徭役制度のシステムによって行なわれるなど國家の強い統制のもとにあった。永樂七年に制度化された北京の官店場房の場合にも、この南京の方法が受け繼がれた。

しかし永樂帝による北京遷都の選擇は、かかる經濟的後退からの脱却を可能にするものとなった。江南の生産地域に對し、新たに政治と軍事の中心として位置づけられた首都北京とその背後の北邊地域は、同時に江南の經濟的富を大量に消費するいわば胃袋に相當し、消費の中心でもあった。兩者を結合する役割を擔わされた大運河を中心とする南北の物資（税糧を含む）流通量の増大によって、經濟は急速に回復基調を示し始めた。こうした中で、明初に國家の統制下に運營



された複合施設としての官店場房は、もはやその使命を終えつつあった。

初めに倉庫業務や仲買問屋業務の利潤に注目したのは、外戚・功臣・宦官などに代表される身分的特権者達であった。彼らは、賜與や私創などの手段を通じて官店や客店場房を私有した。かかる傾向は、本稿で取り上げた北京のみならず、南京や大運河沿いの諸都市周邊でも廣汎に展開していた。<sup>(74)</sup> 但だ、こうした場合も、多くはその所有のみに限られ、特権者の經營への關與は法的にも規制されており、場房經營の實際の擔い手とはなりえなかった。むしろそれに寄生して利潤を收奪する存在であった。また商品流通の一定程度の展開を前提にして都市に寄生する無頼と呼ばれる階層も、彼らの下でそれらの經營の實務を擔當したが、仲買問屋業務の擔い手として眞に自立した存在ではなかった。彼らは一方で、税糧の包攬など國家主導の物資流通にも關與し寄生する存在でもあったからである。<sup>(75)</sup>

もちろん北京城内外に店舗を有する鋪戶も、仲買問屋業務の一部を擔っていた。嘉靖二（一五三三）年の統計によれば、宛平・大興兩縣の鋪戶數は二萬二千六百七十二戸を數えるが、彼らは官廳必要物品の調達を義務づけられており、絶えず國家の收奪を受けやすかった。<sup>(76)</sup> 一方、山西商人や徽州商人に代表される遠隔地からの外來商人も、北京城内外に入り込み定着しようとしなかったわけではない。しかし明代前期に限って言えば、彼らの影は史料上にはほとんど現れてこない。けれども倉庫業務や仲買問屋業務を内に包攝した會館・公所を北京で設立し始めるのは、明代後半まで待たねばならなかった。<sup>(77)</sup>

複合施設としての官店場房から、倉庫・仲買問屋業務が次第に分離獨立していくに伴ない、結果として官店は商稅徵收施設としての性格を強めた。明代後期、正徳年間の「皇店」や萬曆鑛稅期の官店に特徴的に示される商業收奪の役割も、こうした歴史的文脈の中で捉えることができるであろう。

- (1) 佐久間重男「明代の倉庫業に就いて」『東洋學報』三一—四、一九四八年。
- (2) 加藤繁「唐宋時代の倉庫に就いて」『支那經濟史考證』上巻、東洋文庫、一九五二年所收、原載一九二五年。「居停と停塌」同書所收、原載一九三八年。加藤氏によって始められた唐宋時代の倉庫業研究は、その後日野開三郎氏や斯波義信氏によってより深められた。日野『唐代邸店の研究』一九六八年、同『續唐代邸店の研究』一九七〇年、斯波『宋代商業史研究』第五章、商業組織の發達、風聞書房、一九六八年。
- (3) 註(1)前掲佐久間論文一〇六・九九頁、及び同「明代における商税と財政との關係(一)・(二)」『史學雜誌』六五—一・二、一九六五年の(一)の三—四頁參照。
- (4) 許大齡「明代北京の經濟生活」『北京大學學報』一九五九—四。
- (5) 李龍潛「明代莊田的發展和特點——兼論皇店・塌房・店肆等工商業的經營性質」『中國社會經濟史論叢』二輯、一九八二年。鄭克晟「明代的官店・權貴私店和皇店」『明史研究論叢』一輯、一九八二年。王毓銓「明朝勳貴與販牟利、怙勢豪奪」『萊蕪集』中華書局、一九八三年。韓大成「明代的官店與皇店」『故宮博物院院刊』一九八五年四期。趙毅「明代宗室的商業活動及社會影響」『中國史研究』一九八九年一など。なお日本では、王府研究の視點から莊田と並ぶ財源の一つとして言及しているものに佐藤文俊「福王府と明末農民反亂」『中國—社會と文化』三、一九八八年がある。
- (6) 『明太祖實錄』卷一四、甲辰(至正二十四年)正月丁卯の條、
- 命減收官店錢。先是設官店以征商。上以其稅太多病民、故命減之。
- (7) 『明太祖實錄』卷一一、壬寅(至正二十二年)十月辛卯の條。
- (8) 『明太祖實錄』卷一二、癸卯(至正二十三年)閏三月丁丑の條。同書卷一四、甲辰(至正二十四年)四月己酉の條。なお商稅率については、註(3)前掲佐久間重男「明代における商税と財政との關係(一)・(二)」三頁が詳しい。
- (9) 南宋の塌房については、註(2)前掲加藤論文「唐宋時代の倉庫に就いて」參照。
- 南京については『明太祖實錄』卷二二、洪武二十四年八月辛巳の條に、
- 詔京師小民鬻販者、毋入塌坊。初京師輻輳、軍民居室皆官所給、連廊櫛比、無復隙地。商人貨物至者、物或止于舟、或貯于城外民居。鬻僧之徒從而持其價、高低悉聽斷於彼、商人病之。上知其然、遂命工部於三山等門外瀕水處爲屋數十楹、名曰塌坊。商人至者、俾悉貯貨其中、既納稅、從其自相貿易、鬻僧無所與、商旅稱便。至是所司於貧民負販者、亦驅使投稅、應天府尹高守禮以爲言、遂命禁之。
- とある。南京の塌坊(房)の場合は、客商のもたらす商品を牙行の介入を排除して貯藏する倉庫として設置された。塌房に一時預けられた商品は納稅後、客商による南京城内の鋪戶

- などの自由な賣買が許されており、場房自體には仲買業務は含まれていないとも考えられる。しかし註(13)にあるように場房では、倉庫保管料にあたる場房錢のほかは免牙錢も徴收していたこと自體が、内に仲買問屋業務が含まれていたことを示している。また洪武『京城圖志』街市、上中下場房 在清凉門外、屯實段疋・布帛・茶・鹽・紙・蠟等貨。
- とある。なお南京の場房の設置時期については、佐久間氏は「洪武元年の頃」としているが、南京の都城建設過程などから判断して洪武二十四年をそれほど遡らない時期と推定される。
- (10) 愛宕松男「朱吳國と張吳國——初期明王朝の性格に關する一考察——」『愛宕松男東洋史學論集』第四卷、三一書房、一九八八年所收、原載一九五三年。
- (11) 註(1)前掲佐久間論文「明代の倉庫業に就いて」一〇二頁参照。「和遠店等場房」の用例は、本文六五頁に引用。
- (12) 『明太宗實錄』卷五七、永樂四年閏七月壬戌の條。
- (13) 正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏(課程)事例、(洪武)二十四年令、三山門外場房許停積各處客商貨物、分定各坊廂長看守。其貨物以三十分爲率、內除一分官收稅錢(外)、再出免牙錢一分・房錢一分與看守者收用。貨物聽客商自賣。其小民鬻販者、不入場房投稅。
- (14) 『明太宗實錄』卷八四、永樂六年十月癸巳の條。\*の部分は、正徳『明會典』卷一六三工部(抽分)事例の永樂六年の記事で補った。その位置については、張爵の『京師五城坊巷衛衛集』(嘉靖三十九年刊)を参照。
- (15) 『明太宗實錄』卷二二八、永樂十七年十一月甲子の條。
- (16) 『明英宗實錄』卷三五、正統二年十月丁卯の條、行在戸部奏、麗正等門已改作正陽等門、其各門宣課司等衙門仍冒舊名、宜改從今名。仍移行在禮部更鑄印信、行在吏部改書官制。從之。
- (17) 北京古籍出版社、一九八〇年。
- (18) 傅公鉞「明代北京的城垣」『北京文物與考古』總一輯、一九八三年。
- (19) 陳高華「元大都」北京出版社、一九八二年。佐竹靖彦譯「元の大都——マルコ・ポーロ時代の北京——」中公新書、一九八四年。
- (20) 上・下角頭については、『皇明經世文編』卷五九、葉盛「資給軍儲疏」、切見、京城角頭等處停積客貨客店場房、蓋往年無事之日、出於一時恩賜、皆爲貴近勳戚・權豪勢要之家所有。
- (21) 東大市街については、『明英宗實錄』卷二一、正統元年八月辛卯の條に、命在京批驗茶引所大使帶收東大市街場房鈔課、從順天府尹姜壽奏請也。
- とある。批驗茶引所(澄清坊)の位置から判断して、東四牌樓あたりであろう。
- (22) 張爵「京師五城坊巷衛衛集」中城、また正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏(課程)事例の景泰五年令にも「普安等三店」とある(本文七〇頁引用)。

- (23) 張爵『京師五城坊巷衞衛集』中城。
- (24) 張爵『京師五城坊巷衞衞集』西城。
- (25) 『明英宗實錄』卷一二四、正統九年十二月丙辰の條、置官房於彰義門收商稅課鈔、從正陽門宣課司奏請也。
- (26) 正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例の景泰二年令。本文六五頁引用。
- (27) 註13前掲の正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例の洪武二十四年令。
- (28) 『明太祖實錄』卷一三五、洪武十四年正月(是月)の條、正徳『明會典』卷二一戸部・戸口〈攬造黃冊〉事例の洪武十四年詔。
- (29) 『明宣宗實錄』卷一九、宣德元年七月庚申の條。
- (30) 拙稿「明初北京への富民層強制移住について——所謂『富戸』の軌跡を中心に——」東洋學報六四—一・二、一九八三年参照。
- (31) 弘治五年以後には商税のみならず塌房・免牙の二項の錢鈔も折銀化されて戸部に送り内府の經費に充てられたようである。『萬曆會計錄』卷一五附莊田子粒〈沿革事例〉の正徳十六年戸部侍郎秦金の題稱、及び『明世宗實錄』卷五、正徳十六年八月乙未の條。
- (32) 正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例の景泰二年令。本文六五頁引用。
- (33) 『明英宗實錄』卷二一、正統元年八月辛卯の條。『明世宗實錄』卷五、正徳十六年八月乙未の條、  
又寶源・吉慶二店該納課程、弘治以前係順天府批驗茶引官
- 撥收受、按季解部、進内府。
- (34) 正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例の正統十二年令。本文六五頁引用。
- (35) 正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例。
- (36) 『明英宗實錄』卷八八、正統七年正月庚寅の條。
- (37) 正徳『明會典』卷三二戸部・庫藏〈課程〉事例。
- (38) 『明英宗實錄』卷二〇九、景泰二年十月丙子の條。
- (39) 戸部尙書金濂は、土木の變の際の軍事費の増大に對處して財政的立て直しを行なった有能な財務官僚であることから、稅收増加をねらったこの措置に對し彼が全く關知していなかったとは考えられない。『明史』卷一六〇、金濂傳。
- (40) この「收稅則例」が、一般的な商稅則例ではなく(官店)塌房の收稅則例である點については、すでに拙稿「明代後半期江南諸都市の商稅改革と門攤銀」集刊東洋學六〇、一九八八年の註(31)で指摘した。ただし「北京都稅司」の收稅則例としたのは正確ではなかった。本稿で考察しているように「正陽門宣課司(崇文門宣課分司をも含む)」の則例と訂正したい。この收稅則例はおよそ二百種類の商品からなっている。當然のことながら農具・書籍や日用雜貨、主食としての米穀などの免稅品は含まれていないもの、これによりこの時點、とくに明代前半期の北京にもたらされ主に民間で消費された商品の大要を窺うことができる。またこの則例に載せる商稅額を三十倍することによって、當時の物價を推定することが可能である。特徴として指摘できるのは、手工業製品では各種織物や製糸などの纖維製品及び陶磁器・製紙、藥材

や香料などの奢侈・嗜好品が高額の商品として存在していたこと、比較的低價格の野菜や果物などの各種生鮮食料品に對しても課税されていたことなどである。

- (41) 正徳『明會典』卷一三六刑部〈計贓時估〉事例によれば、「一、羅段布絹絲綿之類」の中では「紵絲一疋二百五十貫」とあり、最も高價に見積られていた。

- (42) 『皇明條法事類纂』卷一九九戶部類・私茶〈抽分猪羊例〉。

- (43) 註(9)前掲『明太祖實錄』卷二二一、洪武二十四年八月辛巳の條參照。

- (44) 註(14)參照。

- (45) 『皇明條法事類纂』卷一九九戶部類・私茶〈崇文門抽分禁革奸弊利(例?)〉の「二曰稽適(商?)」税以驗課税」參照。

- (46) 九門を通過する際には、九門税鈔も徴收された。過税の一種と見なされるが、ここでは觸れない。この税鈔も宣徳四年に鈔法との密接な關係を有して設けられた。『萬曆會計錄』卷四三、雜課の宣徳四年奏准。

- (47) 例えは專賣品の鹽の場合、張家灣の批驗所で掣讐された引鹽は崇文門宣課分司に報告納税することが定められていた。

- (48) 正徳『明會典』卷三六戶部〈鹽法〉事例の景泰元年令。もちろん代納業者の存在も知られるが、記述を簡略にするためここでは觸れない。牙行などの納税請負行爲については、拙稿「明代の牙行について——商税との關係を中心に——」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』汲古書院、一九九〇年參照。

- (49) 『明英宗實錄』卷六七、正統五年五月癸卯、

(前略) 舊例順天府置簿發在京宣課等司、日錄客商姓名・投稅物貨・該納稅鈔數目、季終稽驗。

- (50) 明代後半の事例であるが、萬曆『明會典』卷三五戶部・課税(商税)に、

嘉靖十年令、(中略)其崇文門客貨、例該二百五十貫以上、起條赴店者、止照分司原稅之數送納、不許加收。分司收過條由、即日開送順天府、轉發該店、責令批驗茶引所追收、按季完解、不許侵剋拖欠。

とあり、また嘉靖乙未(十四年)刊『圖相南北兩京路程』(牧田諦亮『策彥入明記の研究』下、法藏館、一九五九年所收)には、

張家灣(十(上?)、中下三馬頭、中好歇大缸。通關但有貨物赴宣課司投稅貨步、出票入城。貨多出□至城入場房、有合抽分物貨、請內官到司□分。一應缸隻、盡在此雇車入城。至京□十里、土橋前關至通州十五里。

とあり、張家灣でも商品が大量の場合、城内の場房に一時收容し内官の抽分を受けたようである。

- (51) 『明英宗實錄』卷四二、正統三年五月乙酉、

監察御史鄭顯奏、張家灣宣課司・崇文門分司、每遇商貨販到積至數多、方差內官・錦衣衛官抽盤、不無停滯損壞(云々)。

- (52) 後代の事例であるが、乾隆四十三(一七七八)年當時通州城の東門外には永茂・永成・福聚・湧源の四大堆房が設けられていた。これらには、山東・河南・北直隸の大名や天津・江南の徐州などで生産される麥が大運河を利用して北京に搬

入される際、一時貯蔵された。その保管料（この場合、仲介手数料をも含む）も、使用期間に關わらず代價の一割であった。乾隆『通州志』卷一〇藝文志「查辦堆房堆貯客麥疏」、

該州東關有永茂・永成・福聚・湧源四大堆房、每石無論停貯久暫、得價一分租給商人堆貯、陸續實給京城及通州本地鋪戶。

(53) 『明宣宗實錄』卷五〇、宣德四年正月乙丑の條。

(54) 註(2)前掲加藤論文「居停と停塌」では、倉庫業務・仲買問屋業務を意味する「居停」に對し、「停塌」は宋代熙寧以後にはもっぱら「買占め貯蔵する」という投機的行爲に用いられたことが指摘されているが、ここでは、後者を含めて一般的に倉庫・仲買問屋業務と理解しておきたい。

(55) 『明太宗實錄』卷二五五、永樂二十一年正月庚寅の條には巡按山東監察御史陳濟の報告として、淮安・濟寧・東昌・臨清・德州・直沽の大運河沿いの都市で、遷都實施二年後の時点ですでに各地からもたらされる商品が、「往時」に比べて倍増していることを載せている。言うまでもなくこれは、首都北京への商品流通の増大によって引き起こされたものである。

(56) 明代中期の事例では、成化年間内侍梁芳に與えられていた燈市街の和遠店は、弘治帝が即位すると、妃張氏の父都督同知張巒に改めて下賜された。その後張皇后の實弟張鶴齡とその母金氏に對し、同じく燈市街の寶源店併せて一四三間が賜與されている。『明孝宗實錄』卷四、成化二十三年十月壬申、同書卷七四、弘治六年四月癸卯、同書卷一一六、弘治九

年八月辛丑の條。寶源店は、景泰帝の外戚汪瑛がかつて賜與を求めたことがあったが、その重要性の故に許可されなかった官店であった。外戚張一族は、三度にわたる賜與で和遠・寶源店の如き代表的官店を所有することによって巨額の収益をあげ、北京の商品流通に對しても絶大な影響力を持つに至つたと考えられる。

(57) 『明史』卷三〇〇外戚列傳・汪泉傳。

(58) 『明英宗實錄』卷一九四、景泰元年七月癸卯、以大興縣三里河菜園地六十三畝・房屋十五間、賜錦衣衛指揮汪瑛。

(59) 『明英宗實錄』卷二〇三、景泰二年四月辛巳の條により、この葉盛の上奏の時期が判明する。

(60) 註(59)參照。  
(61) 註(3)前掲佐久間論文「明代における商税と財政との關係(一)・(二)」(二)の四八頁。『明史稿』卷一六〇葉盛傳には、

京城市廛悉勸戚所置、月徵其稅、(葉)盛以國用不給、請籍之於官、以其稅佐軍餉。皆從之。

とある。『明史稿』の編者が何に基づいたのかは目下のところ確定できないが、「市廛」の所有者である功臣・外戚が毎月納入する門攤税と捉えていたようである。

(62) 『明宣宗實錄』卷五五、宣德四年六月壬寅の條及び『明英宗實錄』卷一五〇、正統十二年二月癸巳の條。

(63) この部分を『明英宗實錄』卷二〇三、景泰二年四月辛巳の條では、「按季收鈔、以資軍餉」と明瞭さを缺いた表現を取

っている。

- (64) 佐久間氏は註(1)前掲論文一〇六頁で、「該抽貨物、各官親屬斟酌抽取、不許容留親戚、詐稱家人、在店攪擾。」の「各官」を官店の運営にあたる「主務官」|| 「殷實の大戸」と理解されているようであるが、これは賜與された官店の所有者である身分的特権者のことであらう。

- (65) 註(30)前掲拙稿「明初北京への富民層強制移住について——所謂『富戸』の軌跡を中心に——」の三 移住者後裔の軌跡、参照。

- (66) 『明英宗實錄』卷二九、正統二年四月壬申、

大監僧保・金英等恃勢私創場店十一處、各令無賴子弟、霸集商貨、甚爲時害。事聞、上命錦衣衛同監察御史治之。御史孫睿・千戶李得奏、將物貨存者給主、除負者令錦衣衛徵究。有旨、從之。(云々)。

- (67) 加藤繁「宋代の商慣習『除』に就いて」、『支那經濟史考證』下卷、東洋文庫、一九五二年所收、原載一九四四年。

- (68) 『明英宗實錄』卷二五、正統元年十二月甲申、  
駙馬都尉焦敦令其司副李景、於文明門五里建廣鯨店、集市井無賴、假牙行名、詐稅商販者、錢積數十千、又於武清縣馬駒橋遮截磁器魚棗數車、留店不遣。又令闖者馬進於張家灣・溧陽・閩河(揚州)諸通商販處、詐收米八九十石、鈔以千計(云々)。

なお公主の女婿たる駙馬都尉は、すでに商業などを營む金持ちの子弟が内官に對する賄賂などによって選ばれることが多かった。『明英宗實錄』卷一〇三、弘治八年八月甲戌の條に

見える例は、物議をかもし賄賂工作が失敗に終った例であるが、當時の一般的趨勢を知ることができる。

- (69) 註(48)前掲拙稿「明代の牙行について——商税との關係を中心に——」参照。

- (70) 李賢『古穠集』卷二五「天順日錄」、  
會昌侯弟顯宗家人私起店房、專利以病客商。事聞、上召(李)賢曰、皇親豈可如此。法之不行、自上犯之。賢對曰、若陛下以至公斷之、誰不畏服。乃命毀其房、家人抵法、顯宗姑免其罪而戒之。

- (71) 『明史』卷三〇〇外戚列傳・孫忠傳。

- (72) 正徳『明會典』卷三六戸部(鹽法)事例の洪武二十七年の記事。また『明太宗實錄』卷一〇九、永樂八年十月乙未の條にも、公・侯・都督の家人子弟の鹽の開中行爲に關連して「朝廷申明舊制、四品以上官員之家、不許與民爭利。」とある。なお中山八郎「開中法と占窟」、『池内博士遺曆記念東洋史論叢』座右寶刊行會、一九四〇年によれば、正統年間になると律文を無視して勢要官員が公然と親屬家人の名義で開中を行なうようになったという。當該時期、彼らは身分的特権を利用し様々な商業活動に關與し始めていた。

- (73) 明代中期、とくに商稅官廳へ監督官として御史と戸部主事を派遣することの可否をめぐる議論が繰り返されたことについては、改めて考察を加えることにしたい。

- (74) 南京の例では、『明英宗實錄』卷二二〇、景泰三年九月辛卯の條に内官が上奏して場房を求めた例、『明英宗實錄』卷二四〇、景泰五年四月己酉の條に勢要の家が、上新河や水西

門の官地に塌房を勝手に設けた例。兩京以外では、『明英宗實錄』卷二〇一、景泰二年二月丁酉の條に河西務や直沽（天津）で無賴が「皇親及び内官の家人」と詐稱し客店を經營していた事例が見える。

(75) 『明英宗實錄』卷一八七、景泰元年正月辛丑の條、

戶部奏、舊制民間錢糧、親自送納、其有無賴包攬者、處以重刑、籍沒其家。今在京官舍軍民中多有無賴之徒、於直

沽・張家灣・良鄉・盧溝橋諸處、俟候送納之人經過、邀至酒肆或倡優之家、多方引誘包攬代納。（云々）。

(76) 拙稿「明代北京における鋪戶の役とその銀納化——都市商

工業者の實態と把握をめぐって——」歴史六二、一九八四年参照。

(77) 李華編『明清以來北京工商會館碑刻選編』の「前言——明

清以來北京的工商業行會」文物出版社、一九八〇年参照。



Instead of considering Wu 物 being dominated by Tiandi 天地, Ye Shi emphasized the parallel relationship between the two whose substance should be simultaneously Qi 氣. According to his theory, Li 理 and Dao 道 are in both Tiandi and Wu, and they are in no sense superior to Tiandi and Wu.

Ye Shi went further that mankind, who also belongs to Wu, realizes usefulness (Yong 用) of Wu through his labor (Qinlao 勤勞). This idea is a crucial point for the formation of his utilitarianistic and realistic ideology, as was called Shigongpai 事功派 in those days.

Interpreting the unitary Principle divided into two natures, the Yin 陰 and Yang 陽, Ye Shi further stressed the dominant role of the latter but at the same time not neglecting the importance of mutual harmonization (Zhongyong 中庸). As the above concept was applied to the country, the role of Furen 富人 (wealthy people, the landlord class) had to be recognized.

## THE GUANDIAN 官店 · TAFANG 場房 IN PEKING AND COMMERCIAL TAXATION IN THE EARLY MING DYNASTY

ARAMIYA Manabu

Preceding studies have regarded the Guandian and Tafang in the Ming dynasty as a kind of warehouse, and investigated it from the view of the development of the commercial structure. This paper illustrates that they had very much to do with the commercial taxation and trade, and describes them as performing a complex function as warehouse, brokerage and commercial taxation office.

In 1409, the Ming government founded the Guandian and Tafang in Peking. The government took the initiative as in Nanking, in order to deal with the serious decline in the economy in the early Ming. They were around the Gulouxiadajie 鼓樓下大街 in the north of the Peking city, and the Dengshijie 燈市街 in the south of the city, where had been the commercial center since the Yuan dynasty. Xiangzhang 廂長 under the Lijia 里甲 system was responsible for the management. In the early

Ming, merchants carrying abundant goods were nearly obliged to use this facility, and besides the storage fee and the brokerage, they had to pay commercial tax (each of them was 1/30 of commodity price).

Afterward, the privileged class including imperial relatives, meritorious ministers and eunuchs took notice the profitability of Guandian and Tafang. As they were given Guandian and Tafang as rewards and founded Kediantafang 客店場房 without permission, the privileged class gradually came to insist on the private ownership of them. The competition between their private Tafang and the public Guandian caused the decrease of commercial taxation. Through the separation of the warehousing business and brokerage from the complex Guandian and Tafang system, Guandian came to work mainly as commercial taxation office in the late Ming period.

## THE RISE OF THE NANZHAO KINGDOM 南詔國

HAYASHI Kenichiro

Many studies of Nanzhao kingdom have focused on its tribal attribution. On the other hand, many other studies have stressed the importance of the growth of imperial Meng 蒙 family's power as a crucial element for the rise of the kingdom. This paper explains the birth of the Nanzhao kingdom from the view of the formation of the ruling class and its relations with the outer world.

Firstly, the kingdom was established by joint political partnership between Meng family and a local power. The powerful ruling class of the Dali 大理 basin, at the central area of the kingdom, played an important part in this partnership. The alliance between the Meng family and the local power was made possible mainly because of the increasingly tense relationship between Tang and Tufan 吐蕃 during the 8th century. Yunnan played the role of buffer zone between the two.

Secondly, Tang's rapid expansion into Yunnan, which brought about the resistance of the Nanzhao kingdom, had a great deal to do with the recapture of the fortress of Anrong 安戎城 as a strong counter-measure